

三豊市私立学校運営支援補助金交付規則

(平成21年三豊市規則第4号)

(目的)

第1条 この規則は、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する児童、生徒、学生、又は幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資するため、学校法人に対し三豊市が交付する補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立学校 私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条第3項に規定する学校をいう。
- (2) 学校法人 私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第2条第2項に規定する学校法人であって、三豊市内に私立学校を有するものをいう。
- (3) 県要綱 香川県における学校法人の経常的経費に対する補助金交付要綱（昭和46年2月16日香川県知事決裁）をいう。
- (4) 県補助金 香川県が県要綱に基づき交付する補助金をいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象は、香川県が県補助金を交付する学校法人とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする学校法人（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により提出された補助金交付申請書等の内容を審査し、適当と認めるときは、交付を決定し、その旨を補助金交付決定書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第6条 申請者は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに次に定める手続きをしなければならない。

- (1) 第4条に規定する書類の内容又は記載した事項に変更があるときは、補助事業変更申請書(様式第4号)により承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業中止(廃止)申請書(様式第5号)により承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、市長に報告してその指示を受けること。

2 市長は、前項第1号又は第2号の規定により、補助事業を変更、中止又は廃止する申請を受けたときは、前条の規定を準用する。

3 市長は、前項の規定により補助金の変更交付を決定したときは、補助金変更交付決定書(様式第6号)により、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、補助事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、その完了の日から起算して20日以内に補助事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第8号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の確定)

第8条 補助金は、補助事業が申請のとおり完了したことを確認した後、補助金交付確定通知書(様式第9号)により申請者に通知し、交付するものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、当該補助事業の着手前又は完了前に、補助金の全部又は一部を概算交付することができる。

3 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる請求書を市長に提出しなければならない。

- (1) 第1項による交付を受ける場合 補助金交付請求書(様式第10号)
- (2) 前項による概算交付を受ける場合 補助金概算交付請求書(様式第11号)

4 申請者は、第2項の規定により補助金の概算交付を受けたときは、補助事業が完了した日から5日以内に精算しなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この規則に違反したとき。
- (4) 県補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。
- (5) 前各号に定めるものを除くほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取り消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。